



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○船員法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通七)

○防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令(防衛一)

〔法規的告示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示(内閣府五)

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組の一部を改正する件(厚生労働三一)

二

〔その他告示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(同三二)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量(同三三)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件(総務四〇)

○特定国外派遣組織を指定する件(同四一)

○保安林の指定をする件(農林水産一五七〇一六四)

○信号符字を点附した件(国土交通二六七)

○船舶国籍証書を無効とした件(同二六八)

○船舶国籍証書が無効となった件(同二六九)

三

三

四

四

○道路に関する件

〔関東地方整備局二三、二四〕

○都市計画に関する件

〔中国地方整備局一三〕

○道路に関する件(同一四)

〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録漁ろう操船講習の登録に関する公示(国土交通省)

登録漁ろう操船講習管理者等の研修等に関する公示(同)

国家試験

国家試験

令和八年度衆議院事務局職員採用試験公告(衆議院事務局)

日本国に帰化を許可する件(法務省告示配一九)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、再生

関係

会社その他

- 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき行われる予防接種（以下この号において「定期接種」という。）又は急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和七年厚生労働省告示第二百九十六号）第七の一の1の規定により推進することとされる同法第二条第三項第一号に掲げる疾病に係る予防接種（定期接種を除く。）
- 三 五（略）

○厚生労働省告示第三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第三十六条の十一第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日 厚生労働大臣 上野賢一郎

○厚生労働省告示第三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日 厚生労働大臣 上野賢一郎

- 一 エフェドリン。ただし、外用剤を除く。
- 二 コデイン。ただし、外用剤を除く。
- 三 ジヒドロコデイン。ただし、外用剤を除く。
- 四 ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤を除く。
- 五 デキストロメトルフアン。ただし、外用剤を除く。
- 六 プソイドエフェドリン。ただし、外用剤を除く。
- 七 プロモバレリル尿素。ただし、外用剤を除く。
- 八 メチルエフェドリン。ただし、外用剤を除く。

○厚生労働省告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十三日 総務大臣 林 芳正

令和八年二月十三日

○厚生労働省告示第三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第三十六条の十一第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日 厚生労働大臣 上野賢一郎

- 一 エフェドリン（外用剤を除く。） 五日
- 二 コデイン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。
- 三 ジヒドロコデイン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。
- 四 ジフェンヒドラミン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。
- 五 デキストロメトルフアン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。
- 六 プソイドエフェドリン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。
- 七 プロモバレリル尿素（外用剤を除く。） 五日。ただし、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。
- 八 メチルエフェドリン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあっては七日。

その他告示

○総務省告示第四十号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があつたので、同項の規定に基づき、次の地域を政庁事務所周辺地域として指定する。

令和八年二月十三日 総務大臣 林 芳正

名称	期 間	地 域
自由民主党本部周辺地域	令和八年二月十七日から令和九年二月十六日まで	東京都千代田区 平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十三日 総務大臣 林 芳正

- 一 名 称 共同訓練参加部隊
- 二 国外派遣期間 令和八年二月十四日から令和八年三月九日まで
- 三 派遣人数（概数） 二百八十人程度
- 四 派遣地域 タイ王国